

羽幌町外2町村衛生施設組合 新生ごみ堆肥化施設建設工事概要書

第1章 計画概要

1. 一般概要

本施設は、生ごみ堆肥化施設を建設するものであり、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用した事業である。

2. 敷地等面積

敷地（予定） 約 6,000m²

本施設の建設可能範囲 約 3,500m²

3. 保証期間

本施設の保証期間は、引渡し後3年間とする。

4. 工事範囲

(1) 機械設備工事

- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| 1) 受入・供給設備 | 2) 前選別設備 | 3) 水分調整設備 |
| 4) 発酵設備 | 5) 後処理設備 | 6) 搬送設備 |
| 7) 貯留・搬送設備 | 8) 脱臭設備 | 9) 給水・排水処理設備 |
| 10) 電気・計装設備 | 11) 配管設備 | 12) その他関係設備 |

(2) 建築工事

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 1) 仮設工事 | 2) 基礎工事 | 3) 建築工事 |
| 4) 建築設備工事 | 5) 外構他工事 | |

(3) その他必要な工事

5. 工事範囲図

本工事における工事範囲図は添付のとおり。

第2章 施設計画に関する基本的事項

1. 計画処理量

処理能力 : 2 t / 日（現時点での見込量）

2. 計画ごみ質

(1) ごみの種類 生ごみ等

(2) 組成

計画ごみの組成は以下に示すとおりとする。

区分	項目	割合
成分組成	生ごみ	85%
	夾雑物	15%
重量組成	水分	80%

3. 処理方式及び処理時間

(1) 主発酵方式 生ごみ高速堆肥化方式 24時間/日

4. 水分調整方式

(1) 水分調整は、もみ殻やおが屑等を添加する方式とし、これに返送堆肥による方法を組み合わせた方法を可能とする。

5. 機械設備（プラント機械設備）

- (1) 機器等の配置は、本施設内外の動線、処理フロー、外部からの搬入、搬出、維持管理性等を勘案して、極力、無駄な動線がないよう最良なものとし、作業性を考慮した機能的な機器の配置を行うこと。
- (2) 処理設備は、維持管理上優れた集約型配置を基本とし、各機器は、原則として全て建屋内に収納すること。

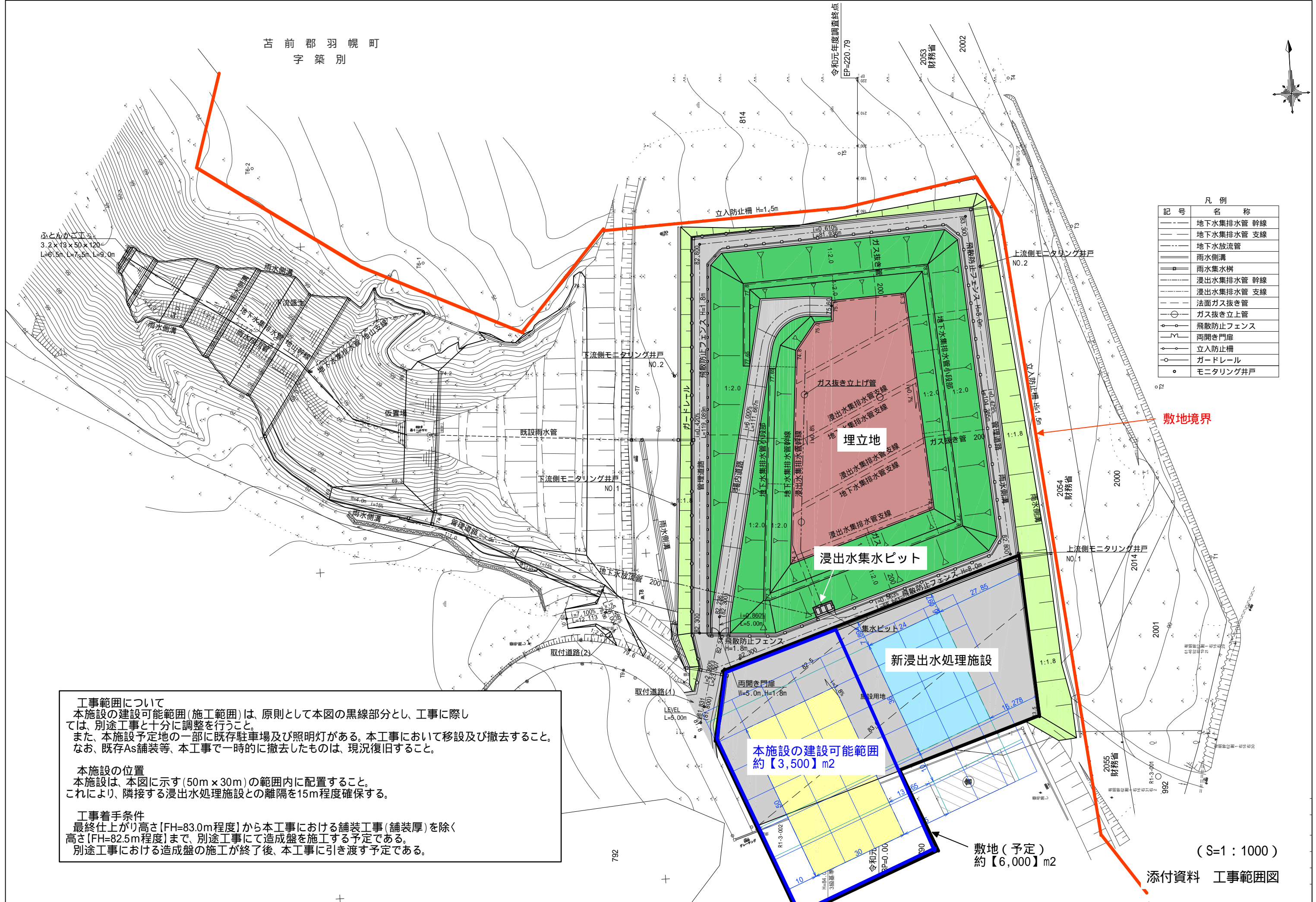
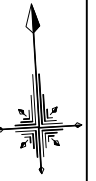
6. 建築様式

- (1) 構造 上屋〔鉄骨造〕、腰壁〔鉄筋コンクリート造〕
堆肥化施設は、特殊な設備を有する建築物であるため、十分な強度を確保することとし、降雨・積雪、風水害に対して十分考慮した構造とすること。
- (2) 建築規模の目安として、〔50m×30m〕の範囲内に収納すること。

7. 電気設備（受電計画）

(1) 隣接する新最終処分場浸出水処理施設（別途工事）において設置する電気室内の動力変圧盤、電灯変圧器盤から分岐して、本施設には必要な設備を設置し引き込むものとする。

苫前郡羽幌町
字築別



記号	凡例	名称
—	地下集排水管 幹線	地下集排水管 幹線
- - -	地下集排水管 支線	地下集排水管 支線
—	地下放水放流管	地下放水放流管
—	雨水側溝	雨水側溝
—	雨水集水樹	雨水集水樹
—	浸出水集排水管 幹線	浸出水集排水管 幹線
- - -	浸出水集排水管 支線	浸出水集排水管 支線
—	法面ガス抜き管	法面ガス抜き管
○	ガス抜き立上管	ガス抜き立上管
—	飛散防止フェンス	飛散防止フェンス
—	両開き門扉	両開き門扉
—	立入防止柵	立入防止柵
—	ガードレール	ガードレール
○	モニタリング井戸	モニタリング井戸

工事範囲について
 本施設の建設可能範囲(施工範囲)は、原則として本図の黒線部分とし、工事に際しては、別途工事と十分に調整を行うこと。
 また、本施設予定地の一部に既存駐車場及び照明灯がある。本工事において移設及び撤去すること。
 なお、既存As舗装等、本工事で一時的に撤去したものは、現況復旧すること。

本施設の位置
 本施設は、本図に示す(50m×30m)の範囲内に配置すること。
 これにより、隣接する浸出水処理施設との離隔を15m程度確保する。

工事着手条件
 最終仕上がり高さ[FH=83.0m程度]から本工事における舗装工事(舗装厚)を除く高さ[FH=82.5m程度]まで、別途工事にて造成盤を施工する予定である。
 別途工事における造成盤の施工が終了後、本工事に引き渡す予定である。

本施設の建設可能範囲
 約【3,500】m²

敷地(予定)
 約【6,000】m²

(S=1:1000)

添付資料 工事範囲図